

供託金還付請求手続に関するQ&A

〔（株）柿本石油ガソリンプリペイドカード，
（株）中三商品券，（株）中三友の会 について〕

Q1 還付金はどうやって受け取るのですか

債権の申出をした方に対して、配当に関する書類等が主務官庁から送付されています。その中に同封されている供託金払渡請求書に必要事項を記載し、押印の上、青森地方法務局供託課に払渡請求手続をしてください。

なお、配当に関する書類等が発送された日（配当日）及び主務官庁は次のとおりです。

(株)柿本石油ガソリンプリペイドカード

平成21年12月21日 東北財務局長

(株)中三商品券

平成24年1月16日 東北財務局長

(株)中三友の会

平成24年5月21日 東北経済産業局長

Q2 どのような手続が必要なのですか（債権者が個人の場合）。

青森地方法務局供託課に①供託金払渡請求書、②Q1の主務官庁発行の「証明書」を提出してください。加えて、「証明書」に記載されている還付金額（「払渡を受けるべき供託金」）が10万円以上の場合、供託金払渡請求書に実印を押印の上、発行後3か月以内の印鑑証明書も提出してください。

書類は郵送により提出することも可能です。

なお、供託課窓口で書類を直接提出する場合で、提示した運転免許証、住民基本台帳カード（本人の顔写真が貼付されているものに限る。）、在留カードその他の官公署から交付を受けた書類でその他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の顔写真が貼付されているものに限る。）により、提示した方が請求者本人であることを確

認することができるときは、法務局がその写しを保管することを前提に印鑑証明書の添付を省略することができます。

Q3 どのような手続が必要なのですか（債権者が会社法人の場合）。

青森地方法務局供託課に①供託金払渡請求書、②Q1の主務官庁発行の「証明書」、③資格証明書及び④印鑑証明書を提出してください。

また、供託金払渡請求書には、登記所に届出の実印を押印してください。

書類は郵送により提出することも可能です。

なお、青森地方法務局（全庁）管内に本店の登記のある会社法人が供託課窓口で書類を直接提出する場合は、供託金払渡請求の際に必要な資格証明書及び印鑑証明書の提出に代えて、簡易な手続が御利用できますので、印鑑カードを持参の上、供託課窓口までお越しください。当局登記部門の窓口において、供託手続専用の印鑑証明書及び資格証明書を無料で交付するための依頼書を発行します。

おって、商号や本店を変更している場合は、変更証明書が必要となる場合がありますので、具体的な内容を御相談ください。

Q4 供託金払渡請求書の用紙はどこでもらえますか。

Q1の主務官庁から送付された書類に同封されていますので、その用紙を御利用ください。

用紙をなくしたり、汚したりした場合は、最寄りの法務局の供託担当窓口で入手することができます。

また、法務省ホームページにも掲示していますので、御利用ください。

Q5 還付金を現金で欲しいのですが。

現金でお渡しすることはできません。

簡便な受取方法として、銀行等への預貯金振込みによる受取方法がありますが、口座がない場合は、小切手により受け取ることも可

能です。

なお、小切手の場合は、受け取られた後、日本銀行青森支店（窓口は9時から15時まで）での換金が必要になります。

おって、法務局において小切手発行まで30分程度お待ち頂くことになります。また、日本銀行青森支店でもお待ち頂く場合があります。

これに対して、払渡請求書を郵送して、預貯金振込みで受け取ることにすると、一度も法務局等へお越し頂く必要がありません。

Q6 預貯金振込みによる受取方法では、請求後、どれくらいで振り込まれるのですか。

おおむね2～3営業日程度ですが、窓口の混雑状況により、もう少しお時間を頂く場合があります。

なお、振込手続が終了したときは、その旨を郵送によってお知らせいたします。

Q7 証明書に書かれている受取人が、死亡した場合はどうなるのですか。

死亡した方の相続人が請求することになります。この場合、相続を証する書面として亡くなった方の戸籍謄本等の添付が必要となります。添付する書類は、事案により異なりますので、具体的な内容を御相談ください。

Q8 送付された証明書の受取人名字が現在の名字と違っていますが、どうすればよいですか。

①「証明書」の名字が債権申出後に結婚等に変更になった場合は、結婚等の事実が記載されている戸籍の謄本（戸籍全部事項証明書）を添付してください。

②債権申出のときに誤った場合は、債権申出のときに誤ったことを証明できる書類を添付してください。

誤りの程度によっては、同一人であることを確認できる場合がありますので、具体的な内容を御相談ください。

Q9 送付された証明書の住所が現住所と違っていますが、

①証明書の住所を債権申出後に変更した場合は、証明書の住所から現在の住所に移転した

<p>どうすればよいですか。</p>	<p>記載のある住民票又は戸籍の附票を添付してください。</p>
<p>Q10 本人名義の口座がないので家族名義の口座に振り込んでもらえますか。</p>	<p>②債権申出のときに誤った場合は、債権申出のときに誤ったことを証明できる書類を添付してください。</p> <p>誤りの程度によっては、同一人であることを確認できる場合がありますので、具体的な内容を御相談ください。</p> <p>証明書に記載されている受取人御本人名義の口座でなければ、振り込むことができません。</p> <p>ただし、代理人からの請求で、代理人が供託金及び利息を受領する権限まで委任されている印鑑証明書付きの委任状が添付されている場合は代理人口座へ振り込むことができます。</p> <p>本人口座がなく、代理人口座へ振り込む方法をとらない場合の供託金の受取方法はQ11を御参照ください。</p>
<p>Q11 本人の銀行口座がないので振込み以外の方法を教えてください。</p>	<p>預貯金振込みの方法がとれない場合は次の方法があります。</p> <p>①小切手により受け取る方法</p> <p>法務局に直接お越し頂き、請求書類を提出された上で小切手が交付されるのをお待ちください。小切手は日本銀行青森支店で換金していただくこととなります。</p> <p>ただし、郵便による払渡請求の場合は、小切手により受け取ることはできません。</p> <p>②隔地払いにより受け取る方法</p> <p>青森市以外に住所がある方の場合は、その住所地、又は最寄りの銀行等で支払いを受ける隔地払いによることができます。</p>

- Q12 ゆうちょ銀行の口座で振り込んでもらえますか。
- ゆうちょ銀行の口座にも、振り込むことが可能です。この場合、口座番号として払渡請求書に記載していただく番号は、通帳の裏表紙に記載している「記号・番号」になります。ゆうちょ銀行から他行あて送金可能な口座番号(H21.1導入全銀システム対応)ではありませんので御注意願います。
- その他、銀行・信用組合・農協・信用金庫の口座を指定してください。なお、口座番号・支店名・口座名義人(ふりがな)を誤って記載すると振込みできない場合がありますので、よく確認して記載してください。特に農協の合併・支店の統合がある場合は十分に御注意ください。
- Q13 ネット銀行の口座でも振り込んでもらえますか。
- 振込みできない場合があります。供託金を振込みできるのは、「国庫金の振込先金融機関」です。日本銀行ホームページに一覧が掲示されていますので、御確認ください。
- Q14 還付請求はいつまで行うことができますか。
- Q1の配当の日から10年間は還付請求できます。これを経過すると請求権が時効により消滅します。
- Q15 私は法務局に行けないので代わりに家族から請求できますか。
- 還付金の請求は証明書に記載されている御本人からしかできません。ただし、御家族の方を代理人として、御本人が御家族へ供託金の請求及び利息の請求並びにその受領を委任した旨が記載されている委任状を添付した上で請求することは可能です。
- しかし、御本人が郵送による払渡請求をした場合は、委任状の添付は必要ありませんし、法務局にお越し頂く必要もありません。
- Q16 (株)柿本石油のガソリンプリペイドカード等を持っていたのに、期間内に債権
- 期間内に債権の申出をされなかった方々には支払うことができません。詳しくは次のところに御連絡ください。

- | | |
|--|--|
| <p>の申出ができませんでした。
どうなりますか。</p> | <p>東北財務局青森財務事務所理財課
017-722-1463</p> |
| <p>Q17 (株)中三の商品券を持っ
ていたのに、期間内に債権
の申出をしませんでした。
どうなりますか。</p> | <p>期間内に債権の申出をされなかった方々
には支払うことができません。詳しくは次のと
ころに御連絡ください。
(株)中三本店
017-777-3131</p> |
| <p>Q18 (株)中三友の会のお買物
券や積立金がありましたが、
期間内に債権の申出をしま
せんでした。どうなります
か。</p> | <p>期間内に債権の申出をされなかった方々に
は支払うことができません。詳しくは次のと
ころに御連絡ください。
(株)中三友の会お問い合わせ専用電話
(破産管財人：弁護士石田恒久)
017-776-2160
(平日9:00~17:00)</p> |
| <p>Q19 配当のための「証明書」
を紛失してしまいました。
どうすればよいですか。</p> | <p>①(株)柿本石油ガソリンプリペイドカード及
び(株)中三商品券について
「証明書」を紛失した場合は、交付事実を
証明するための手続をされた上で御請求くだ
さい。
交付事実を証明するための手続については
次のところにお尋ねください。
東北財務局青森財務事務所理財課
017-722-1463
(平日8:30~17:15)</p> <p>②(株)中三友の会について
次のところに連絡の上、「証明書」の再発
行を受けてから、御請求ください。
東北経済産業局産業部消費経済課
022-221-4915
(平日9:00~18:00)</p> |